

# 知恵 知っとこ生活の知恵

暮らしのアドバイス No.115

ファイナンシャル 仲西 康至 (音江町在住)



消費増税の景気対策として、今月（10月）から「プレミアム付き商品券」の利用が始まっています。前回、消費税が5%から8%に引き上げられた時にも同様の対策が実施されています。この時は、合計2372億円もの資金が投じられましたが、実際の消費喚起効果は1019億円（内閣府報告書）と、大きな景気対策効果にはならなかったようです。今回も、「プレミアム付き商品券」による景気対策効果は不透明ですが、対象者にとっては消費増税の負担軽減につながることは間違いありません。

今回の対象者は2016年4月2日から2019年9月30日に生まれたことがある子育て世帯と、2019年の住民税が課税されて

## プレミアム付き商品券を 利用しましょう



いない、低所得世帯となります。プレミアム付き商品券は、4000円を支払うと、5000円相当の商品券が受け取れます。ただし、子育て世帯は子供一人につき最大2万5000円分、非課税者は一人につき最大2万5000円分までとなります。

そこで、注意すべきこともあります。プレミアム付き商品券を購入する際には、「購入引換券」を持って自治体の指定窓口に出向かなければなりません。購入引換券は、子育て世帯は自治体から送付されますが、低所得の非課税者は、事前の申請が必要となります。

また、プレミアム付き商品券の購入と利用には、それぞれ期限があります。ちなみに、深川市では商品券が購入できるのは、来年2月14日まで、

使用期限は来年2月28日としています。例えば、対象の子供が2人いる子育て世帯ならば、最大5万円分を購入することが出来ますが、くれぐれも使いきれずに無駄にすることのないように、何回かに分けて購入すると良いかもしれません。また、利用できる店舗を事前に確認しておくことも大切かもしれません。